

## 福岡県弁護士会所属会員に対する殺人未遂事件に関する会長声明

平成24年5月22日午前10時ころ、福岡県弁護士会に所属する緒方研一弁護士が、同弁護士事務所の入居するビル内階段上において、ナイフを所携していた男に襲われ、頭部打撲、両手指切創等の傷害を負うという犯罪が発生した。

福岡県弁護士会の調査によれば、犯人は同弁護士が受任していた事件の相手方であり、同事件は既に示談により解決済みであったとのことである。犯人の動機については不明であるが、法治国家において、暴力をもって紛争の解決を図ることはいかなる理由があっても断じて許されるものではない。

また、本件は弁護士業務に関連した犯行であるが、同種犯行は未遂も含めこれまでも繰り返し起こっており、女性弁護士や事務員が被害にあった例もあり、平成22年にも業務に関連して弁護士を殺害する事件が2件起こっている。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の職務を暴力によって妨害しようとすることは、司法制度および法秩序に対する重大な侵害であり、これが繰り返されることを断じて許すことはできない。

当会は、このような犯罪が繰り返されることのないよう、捜査機関に対しては迅速かつ厳正な捜査と真相の解明を求めるとともに、いかなる暴力行為に対しても毅然として対処し、基本的人権の擁護と社会正義の実現のために全力を尽くす決意であることをここに表明する。

2012(平成24)年6月21日

宮崎県弁護士会

会 長 松 田 幸 子